

尾張旭市立地適正化計画策定検討会議傍聴要領

(目的)

第1条 この要綱は、尾張旭市立地適正化計画策定検討会議（以下「検討会議」という。）の会議の傍聴に係る手続き、遵守事項その他の必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、5人とする。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴者受付簿に自己の住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴の申込は、検討会議開催の1時間前から、都市計画課において受け付けを開始し、先着順にて決定し、定員になり次第締め切るものとする。ただし、これによりがたい場合は、抽選とする。

(会議場に入ることができない者)

第4条 ポスター、ビラ、拡声器の類を持っている者のほか、議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は、会議場に入ることができない。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、会議を傍聴するときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 携帯電話等無線機器の電源を切ること。
- (4) 飲食又は喫煙を行わないこと。
- (5) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) その他会議の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第6条 傍聴者は、検討会議が傍聴を認めない議題に関する審議等を行おうとする時は、直ちに会議場から退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 傍聴者は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴者が、この要綱の規定に違反していると認められる場合は、議長は、傍聴者に対して必要な措置を命ずることができる。

2 傍聴者が前項の規定による命令に従わないときは、議長は、その者に対して会

議場から退場を命ずることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が検討会議に諮り、定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

尾張旭市立地適正化計画策定検討会議 傍聴者受付簿

番号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		